

菊池市省エネ家電購入促進補助金交付申請書兼請求書

菊池市長 様

申請者(世帯主)

住所

氏名

電話番号

菊池市省エネ家電購入促進補助金の交付について、菊池市省エネ家電購入促進補助金交付要綱第8条第1項の規定により、同意誓約事項に同意及び誓約の上、次のとおり関係書類を添えて申請し、その支払いを請求します。

対象家電		エアコン	冷蔵庫	LED照明器具	テレビ
購入日					
購入店名 ※菊池市内に限る。					
メーカー					
型番号					
対象経費	本体価格(税抜)	円	円	円	円
	設置費(税抜)	円	円	円	円
	配送料(税抜)	円	円	円	円
合計 ※1万円以上であること		円	円	円	円
対象経費合計×1/3 ※1,000円未満切捨て		① 円	④ 円	⑦ 円	⑩ 円
補助金限度額 1品目当たりの上限額		② 50,000 円	⑤ 50,000 円	⑧ 50,000 円	⑪ 50,000 円
交付申請兼請求額		①又は②のいずれか少ない金額 ③ 円	④又は⑤のいずれか少ない金額 ⑥ 円	⑦又は⑧のいずれか少ない金額 ⑨ 円	⑩又は⑪のいずれか少ない金額 ⑫ 円

交付申請兼請求額	③⑥⑨⑫の合計金額 円
----------	----------------

提出の方法	紙 ・ 電子メール
-------	-----------

発行責任者		電話番号	
担当者		電話番号	

※書類発行責任者と担当者は、同一人物でも可能です。

※書面の真正性（請求内容が正しいかどうか）を担保するため電話等で確認を行う場合があります。

[振込先]

金融機関名		支店名	
預金種別		口座番号	
ゆうちょ銀行	記号	番号	
フリガナ			
口座名義人			

※申請者本人名義以外の口座は指定できません。

[添付書類一覧]

添付する書類		事前チェック欄
①	購入者氏名、購入日、購入店舗又は事業所名、購入費用及びその内訳が記載された領収書及び支払った額の明細が分かる書類の写し	<input type="checkbox"/>
②	対象家電製品の保証書（型番等が記載されているものに限る。）の写し	<input type="checkbox"/>
③	対象家電製品の省エネ基準達成率が確認できる書類（カタログ等）	<input type="checkbox"/>
④	対象家電製品の設置後の状況が確認できる写真	<input type="checkbox"/>
⑤	申請者本人の振込先口座番号がわかるものの写し（通帳、キャッシュカード等）	<input type="checkbox"/>

[補助金申請の同意・誓約事項]

同意・誓約事項		同意・誓約欄
(注) 同意及び誓約できない項目がある場合は、申請できません。		(<input checked="" type="checkbox"/> チェックしてください。)
1	<p>購入した家電は、以下の省エネ性能を満たしていることを確認済みである。</p> <p>エアコン : 省エネ基準達成率（目標年度2027年度）100%以上である</p> <p>冷蔵庫 : 省エネ基準達成率（目標年度2021年度）100%以上である</p> <p>LED照明器具（電球のみを含む） : 省エネ基準達成率（目標年度2020年度）100%以上である（電球のみの場合はLED電球である。）</p> <p>テレビ : 省エネ基準達成率（目標年度2026年度）100%以上である</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
2	対象期間に、市内に所在する店舗又は事業所において購入したものである。	<input type="checkbox"/>
3	購入した家電製品は、新品又は未使用品（リース品及びレンタル品を除く。）である。	<input type="checkbox"/>
4	申請日時時点で本市に住民票があり、世帯主である。（市が、公簿等の閲覧により世帯主であることの確認を行うことを承諾する。）	<input type="checkbox"/>
5	世帯全員に市税の滞納がない。（市税の滞納がないことの確認を行うことを承諾する。）	<input type="checkbox"/>
6	同一の事業に対して、本市又は他の団体等から別の補助金等の交付を受けていない。	<input type="checkbox"/>
7	世帯全員が菊池市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではない。	<input type="checkbox"/>
8	購入した家電製品は、市内の自らが居住する住宅（店舗又は事業所を併設するものにあつては、居住の用に供する部分に限る。）に設置が完了した状態である。	<input type="checkbox"/>
9	補助金受領後に1から8の各項目の内容と相違が発生した場合や本補助金交付要綱等の規定に違反した場合は、既に交付した補助金の全部又は一部を本市が指定する期日までに返還する。	<input type="checkbox"/>